

～ 申告相談のお知らせ ～

2月13日（金）から3月13日（金）まで、裏面日程表のとおり、令和7年分の所得税の確定申告と住民税の **申告相談を役場1階ホールにて行います**ので、下記の事項をお読みいただき、指定された相談日に申告されますようお願いいたします。

◆申告相談の時に持参していただくもの

※必ず集計・記入をお願いします

★必要な書類等

- ◇①マイナンバーカード又は通知カード、②身元確認書類（運転免許証・パスポート等）、③利用者識別番号（お持ちの方のみ） **※①と②は必ず持参下さい（写しでも可）**
- ◇保険料等の領収書（国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者保険料・農業者年金保険料）
- ◇国民年金保険料の控除証明書、口座振替の方はその口座の通帳等
- ◇保険料控除用の支払証明書（生命保険料・地震保険料・個人年金保険料等）
- ◇扶養控除を受けている方で、配偶者や子等に収入がある場合は、その額が確認できる書類
- ◇生命保険契約に基づく死亡保険金、中途一時金、満期返戻金（建物共済保険契約も含む）を受け取った方は、保険会社等が発行する支払計算書
- ◇申告者本人名義の通帳（口座番号）、その他申告に必要なもの

★収入の種類によって必要な書類等

【給与等（賃金・報酬・年金等）のある方】

- ◇源泉徴収票（会社・事業主、日本年金機構等で発行）

【農業収入のある方】

- ◇収支内訳書・所得計算に必要な帳簿、書類、領収書、証明書等
 - ・米、野菜などの出荷額証明書（出荷先が発行）
 - ・肉用牛を売却したときの「肉用牛売却証明書」
 - ・新規に購入した農機具等の領収書（トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機等）
 - ・農業共済掛金、土地改良区賦課金の領収書等
 - ・集落営農組合、水稻集団栽培組合等からの分配収入及び経費が確認できる書類

- ◇農業申告に係る各種証明等

【営業や不動産収入のある方】

- ◇収支内訳書・所得計算に必要な帳簿、領収書等（農地を貸している方は不動産収入になります）

【譲渡所得（土地等を売ったとき）】

- ◇売買契約書等の関係書類
- ◇国県市町村の買収による場合は、公共事業資産買取証明書

◆控除に必要な書類

【障害者控除】

- ◇申告者本人・控除対象配偶者・扶養親族が障害者等で障害者手帳・療育手帳・精神手帳等をお持ちの場合はその手帳
- ◇上記の手帳交付を受けていない方で、介護保険の要介護認定を受けている場合で、身体又は精神の障害の程度が「町障害者控除対象者認定実施要綱」の基準を満たしている方は、町保健福祉課で発行する「障害者控除対象者認定通知書」を持参

【住宅借入金等特別控除】

- ◇住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書の原本（金融機関等が発行）
- ◇家屋の登記事項証明書（原本又は写し）
- ◇工事請負契約書又は家屋の売買契約書の写し等

【寄附金控除】

- ◇1件2,000円を超えている寄附金控除証明書又は領収書
- ◇ふるさと納税：証明書等

【医療費控除】

- ◇①医療費控除、②セルフメディケーション税制のどちらかを選択することができます。

①医療費控除

医療機関等（調剤薬局を含む）ごとで支払った医療費の領収書、医療費通知等

②セルフメディケーション税制

対象医薬品の購入先（薬局等）の領収書と健診・予防接種等に取り組んだことが分かるもの（健診結果・証明書・領収書）

- ◇上記の医療費控除を受けるには、必ず記載した明細書が必要です。

明細書用紙は国税庁ホームページまたは税務会計課にありますので、事前に準備し、集計・記入の上、領収書等と一緒にご持参ください。

- ◇寝たきりの人のおむつ代については、医師の証明書又は町保健福祉課が発行する証明書